

5. 補助対象経費

補助対象経費について①

- 補助対象経費は次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。
 - ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定出来る経費
 - ② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
 - ③ 証拠書類等によって支払金額が確認出来る経費

以下、13項目が補助対象となる経費です

①施設等 整備費	<p>補助事業のために使用される事務所・生産施設・加工施設・販売施設・共同作業場・倉庫等事業計画の実施に不可欠な建物の建設・改修に要する経費</p> <p>例) ・生産施設、加工施設、販売施設、共同作業場、倉庫等の建築 ・コンテナや倉庫の設置（工事費用・内装外装費用等含む） ・販売所等の内装の変更</p>
②システム 構築費	<p>補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム・ウェブサイト・ECサイト等の開発、構築、購入、借用、運用等をするために要する経費</p> <p>例) ・生産性向上に必要な商品・サービスの受発注システムの構築費 ・新たな顧客獲得など、収益力強化のために必要なECサイトや予約・顧客管理システムの構築費 ・職場の環境整備に必要な労務管理システムの構築・導入費</p>
③研修費	<p>従業員の資格取得研修、マナー研修、業務に必要な各種研修等に要する経費</p> <p>例) ・従業員が外部研修を受ける際の受講料・旅費等に要する経費 ・従業員のために講師を呼んで実施する研修に係る講師謝金や会場費等に要する経費</p>

5. 補助対象経費

補助対象経費について②

④広告宣伝・ 販売促進費	<p>提供する製品・サービス等に係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展等に要する経費</p> <p>例) ・チラシ・カタログの外注や発送 ・インターネット広告、バナー広告、商品販売のための動画作成 ・他者の既存ECサイトサービス等の利用に係る費用 ・展示会への出展に係る経費（出展費、宿泊代、移動費）</p>
⑤専門家経費	<p>補助事業のために依頼した専門家に支払われる経費（謝金及び旅費）</p>
⑥新商品 開発費	<p>新商品の試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良等に要する経費</p> <p>例) ・新製品・商品の試作開発の原材料の購入 ・新たな包装パッケージに係るデザイン費用</p>
⑦機械設備・ 備品購入費	<p>補助事業のために必要な機械設備、備品の購入に要する経費 （文房具等の消耗品、単なる取替え更新などは対象外）</p> <p>例) ・省力化のための生産機械 ・机・椅子・陳列棚・皿・コップ等の什器、レジスター、冷蔵庫、工具類等の購入費 ・新たなサービス提供のための製造・試作機（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む）</p> <p>※汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、単発用プリンター、複合機、タブレット端末、テレビ、スマートフォン、カメラ、PC周辺機器）は、いずれか1台のみを補助対象とし、補助額の上限は10万円という条件で補助対象と認めます</p>

5. 補助対象経費

補助対象経費について③

③ 借料	補助事業のために必要な施設・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
④ 車両購入費	補助事業のために必要な車両の購入費 ※補助額の上限50万円 申請台数は1者につき1台、他の科目とセットでの申請、外形的に事業用に使用することが明確なこと（車体に企業名、屋号等が明示等）という条件で、助成対象と認めます。
⑩ サービス利用費	補助事業のために利用する民間の各種サービス利用に関する経費 例) ・求人サイトの掲載料 ・クラウドサービスの利用料等
⑪ 運搬・改装費	補助事業のために必要な機材等の運搬に要する経費、販売所等の改装や工場の動線変更に要する経費等 例) ・販売所等の内装の変更 ・工場の動線変更に伴う工作機器、大型備品等の運搬に係る経費
⑫ 施設・設備処分費	補助事業のために事業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する施設・設備等を廃棄・処分するのに必要な経費等 例) ・既存事業において使用していた施設・設備等の解体・処分費用 ・既存事業において借りていた施設・設備等の返却時の修理・原状回復費用
⑬ その他経費	上記①から⑫に該当しない経費であって、助成事業のために必要な経費で、事務局と協議のうえ認められた経費

11

5. 補助対象経費

補助対象経費について（対象外経費）

- 以下の経費は補助対象となりませんご注意ください。

補助対象外経費

- 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費（販売商品の仕入費用等）
- 補助事業の目的に合致しないもの
- 必要な経理書類（見積書・請求書・領収書等）を用意出来ないもの
- 事務用品等の消耗品
- 公租公課（消費税、地方消費税等）
- 1取引10万円（消費税抜）を超える現金支払
△ 補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。

※その他、補助対象外となる経費は、公募要領（P17～18）を参照

12